

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第91号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第129号）

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書という。」）における「1.5 項目別必要流量の検討」の表-1.5.1「流量の変化と各検討項目との関係整理結果一覧表」の「地下水位の維持」項目の「流量の変化による影響」欄に、「既往の渇水時に地下水の問題は生じておらず、地下水位の低下の報告はない。」と記述している根拠に関する文書

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) H19. 4. 2 公開請求   | (4) H19. 11. 21 諮問 |
| (2) H19. 5. 7 不存在決定  | (5) H22. 11. 1 答申  |
| (3) H19. 6. 15 異議申立て |                    |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条第2項（不存在）	<p>異議申立人は、河床掘削に伴う河床の低下は、結果として河川水位の低下をもたらすもので、渇水による河川水位の低下と同様な影響をもたらすものであると主張し、過去に河床掘削による地下水位の低下があったにもかかわらず、本件報告書では、渇水時の河川水位と地下水位の関係を否定しているため、その根拠に関する文書の公開を請求したとしている。</p> <p>これに対し、実施機関は、本件報告書の記載内容について、犀川流域では年間を通じて相当量の降雨が期待できるので河川水位の低下が地下水位に直接影響することがなく、また、過去の渇水時において河川水位との関係で地下水位が低下したという報告はなかったと説明するとともに、本件報告書は、渇水時の一時的な河川水位の低下と地下水位との関係を求めたものであり、河床掘削に伴う恒常的な影響を求めたものではないと述べている。</p> <p>実施機関が、このような判断から本件公開請求に対応する公文書を作成していないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)  
答申第91号

# 答 申 書

平成22年11月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月2日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における「1.5 項目別必要流量の検討」の表-1.5.1「流量の変化と各検討項目との関係整理結果一覧表」（以下「一覧表」という。）の「地下水位の維持」項目の「流量の変化による影響」欄に、「既往の渇水時に地下水の問題は生じておらず、地下水位の低下の報告はない。」と記述している根拠に関する文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成19年4月16日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成19年5月7日に公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

（本件報告書の記載は）渇水時の河川水位と地下水位に限定した関係であり、（河床）掘削時の関係を記述したものではない。よって公開請求に係る公文書は存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件報告書の一覧表に、「既往の渇水時に地下水の問題は生じておらず、地下水位の低下の報告はない。」と記載されているが、河川水位の低下と地下水位との関係は時間差があるものであり、河川が渇水になったからといって、すぐに地下水位が低下することはありません。そのため、渇水時に地下水位の低下の報告がないことと地下水への影響がないということとは、直接関係しないものである。
- (2) 河川水と地下水は表裏一体の関係にあり、渇水により河川水位が低下し、伏流水が減少することによって地下水への影響が生じるのである。掘削による河床の低下は人工的に渇水現象を起こすもので、地下水位の観点からは同じ現象であり、河川改修において河床掘削を予定しているのなら、河川水位の低下による地下水位への影響を考慮すべきである。
- (3) 昭和47年から53年にかけて実施された犀川の河川改修に係る河床掘削により、右岸側の地下水位が低下し大問題となった。  
本件公開請求は、このような河床掘削に伴う河川水位の低下による地下水位低下の明白な事実があったにもかかわらず、河川水位の低下による地下水への影響は少ないと判断した根拠の公開を求めたものである。
- (4) 本件処分に係る不存在決定通知書では、本件報告書の記載は「渇水時の河川水位と地下水位に限定した関係であり、掘削時の関係を記述したものではない。」としているが、異議申立人は掘削時ではなく、河床掘削工事実施後の河床の低下が地下水位の低下を招いた事実を指摘しており、実施機関が影響は少ないと判断している根拠を求めたものである。

## 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会での意見陳述で主張している主旨は、おおむね次のとおりである。

「建設省河川砂防技術基準（案）計画編」では、「河川の流量の減少が地下水位の低下に直接影響する場合がある。（中略）相当量の降雨が年間を通じて期待できる地方においては、正常流量の多寡が問題となることは少ない。」と記載されている。

実施機関としては、犀川流域では、年間を通じて相当量の降雨が期待できることから、河川流量の減少が地下水位の低下に直接影響することがないと判断しており、過去の渇水時において河川水位との関係で地下水位が低下したという報告は受けていない。

また、本件報告書は、渇水時に限定した一時的な河川水位と地下水位の関係について記述したものであり、河川工事による河床掘削に伴う恒常的な河川水位の低下と地下水位の関係性を求めたものではないので、本件公開請求に対応する文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件請求文書の性格等について

本件報告書の一覧表における「地下水位の維持」項目の「流量の変化による影響」欄に、「既往の渇水時に地下水の問題は生じておらず、地下水位の低下の報告はない。」と記載した根拠に関する文書である。

## 3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、河床掘削に伴う河床の低下は、結果として河川水位の低下をもたらすもので、渇水による河川水位の低下と同様な影響をもたらすものであると主張し、過去に河床掘削による地下水位の低下があつたにもかかわらず、本件報告書では、渇水時の河川水位と地下水位の関係を否定しているので、その根拠に関する文書の公開を請求している。

これに対し、実施機関は、本件報告書の記載内容について、犀川流域では年間を通じて相当量の降雨が期待できるので河川水位の低下が地下水位に直接影響することがなく、また、過去の渇水時において河川水位との関係で地下水位が低下したという報告はなかったと説明するとともに、本件報告書は、渇水時の一時的な河川水位の低下と地下水位との関係を求めたものであり、河床掘削に伴う恒常的な影響を求めたものではないと述べている。

したがって、実施機関が、このような判断から本件公開請求に対応する公文書を作成していないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。

## 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、必要流量を検討する場合、河床掘削に伴う河川水位の低下による地下水への影響を検討すべきと主張するところ、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

## 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 2 9 号)
平成 20 年 1 月 15 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 4 月 2 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 7 月 16 日 (第 198 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 7 月 30 日 (第 199 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 9 月 24 日 (第 201 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 22 年 10 月 7 日 (第 202 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 10 月 22 日 (第 203 回審査会)	○事案の審議を行った。